

事故報告の取扱い

1 報告を行う必要がある場合

次のいずれかの場合に、書面(事故報告書)により報告を行うこと。

- ① 事故により、医療機関への受診や入院が必要になった場合
- ② その他①と同等の事故と認められる場合

2 報告内容

事故報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- ① 報告者 (事故発生時にサービスを提供していた事業者及び事業所の名称や所在地等)
- ② 事故対象者 (事故に遭った利用者の住所氏名等)
- ③ 事故の概要 (発生日時や場所及び状況等)
- ④ 事故発生時の対応 (対処内容や医療機関への受診状況等)
- ⑤ 事故発生後の対応 (家族への説明状況や損害賠償等の状況等)
- ⑥ 事故再発防止策の取組

3 報告先

事故が発生した場合の報告先は、事業所の指定権者(サービスの指定・監督を行っている自治体(地域生活支援事業の場合は協定を締結している自治体))及び利用者に障害福祉サービス等を支給決定している市町村(支給市町村)です。

具体的には次のとおりです。

事業種別	事業所所在地	支給市町村	報告先
・障害福祉サービス ・障害者支援施設 ・一般相談支援 ・特定相談支援 ・障害児相談支援 ・障害児通所支援	呉市	呉市	・呉市
		他の市町村	・呉市 ・支給市町村
	他の市町村	呉市	・呉市 ・指定権者
		他の市町村	・支給市町村 ・指定権者
・日中一時支援事業 ・移動支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・地域活動支援センター	呉市	呉市	・呉市
		他の市町村	・支給市町村
	他の市町村	呉市	・呉市
		他の市町村	・支給市町村

呉市の事故報告書提出先は、障害福祉課(支援グループ)です。

提出は、書面により1部を、郵送又は窓口へ直接提出してください。

なお、呉市以外への報告の方法や内容等については、当該市町村等にご確認ください。